

熊取町保育士就労支援金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、別表に掲げる町内の民間保育所及び民間認定こども園（以下「町内の保育所等」という。）における保育士の確保及び離職防止を図り、もって安定的かつ質の高い保育を提供するべく、予算の定めるところにより、町内の保育所等で新たに採用され勤務する保育士に対し、保育士就労支援金（以下「支援金」という。）を交付するものとし、その交付については、補助金交付規則（昭和51年規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付対象者)

第2条 支援金の交付対象者は、次の各号に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。）の資格を有する者
- (2) 令和6年4月1日以降令和9年3月31日までの間に町内の保育所等で新たに採用され勤務を開始した者で、実際に保育室で保育業務に従事する者として雇用されている者
- (3) 常勤（1か月に勤務すべき時間数が120時間以上である者又は当該者以外の者であって、1日6時間以上かつ月20日以上勤務を要する者）として雇用されている者
- (4) 町内の保育所等で新たに採用され勤務を開始した日（以下、勤務開始日」という。）から同一の事業者が運営する町内の保育所等で引き続き3か月以上勤務する者であって、勤務開始日から3年以内の者
- (5) 既に雇用されている保育士の休業中における代替職員ではない者
- (6) 過去に同種の支援金の交付を受けていない者

(支援金の額等)

第3条 支援金の額は、次の表に掲げる区分に応じて、それぞれ同表に定める金額とし、それぞれ1回を交付の限度とする。

回数	区 分	金 額
1	勤務開始日以後引き続き 3か月間勤務	100,000円
2	勤務開始日以後引き続き 1年間勤務	100,000円
3	勤務開始日以後引き続き 2年間勤務	150,000円
4	勤務開始日以後引き続き 3年間勤務	150,000円

- 2 前項の表に掲げる区分の判定にあたっては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第2条第1号に規定する育児休業その他町長が勤務期間に算入することが適当でないと認める休業や欠勤期間を除くものとする。

(支援金の申請)

第4条 支援金の交付の申請は、前条の表に掲げる区分ごとに、熊取町保育士就労支援金交付申請書（様式第1号）により、町長が定める期日までに行わせるものとする。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 保育士登録証

- (2) 在職証明書（1日当たりの勤務時間及び1か月当たりの勤務日数を記載したもの）
- (3) その他町長が必要と認める書類

（支援金の交付決定）

第5条 町長は、前条の規定による支援金の交付の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、支援金の交付の決定をしたときは、熊取町保育士就労支援金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

- 2 町長は、前項の審査の結果、支援金を交付することが不相当であると認めるときは、理由を付して、熊取町保育士就労支援金不交付決定通知書（様式第3号）により、通知するものとする。

（支援金の交付）

第6条 支援金の交付決定を受けた者は、熊取町保育士就労支援金請求書（様式第4号）により支援金の支払を請求するものとする。

- 2 町長は、前項の規定により請求を受け付けたときは、速やかに支援金を交付するものとする。

（支援金の交付決定の取消し等）

第7条 町長は、交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、支援金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他の不正な手段により支援金の交付決定を受けた場合
- (2) 前号に掲げるもののほか、交付決定後において、支援金の交付を行うことが不相当であると町長が認めた場合

- 2 町長は、前項の規定により支援金の交付決定を取り消そうとするときは、理由を付して熊取町保育士就労支援金交付決定取消通知書（様式第5号）により、通知するものとする。

（支援金の返還）

第8条 町長は、前条の規定により支援金の交付決定を取り消した場合において、交付決定された者に対し、当該取り消しに係る支援金を既に交付しているときは、熊取町保育士就労支援金返還通知書（様式第6号）により、その期限を定めて支援金の返還を求めものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和6年4月24日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

（要綱の失効及び経過措置）

- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失うものとする。ただし、この要綱の失効前の第2条の交付対象者に係る第3条の規定に基づく支援金の交付措置については、この要綱の失効後もなおその効力を有するものとする。

(別表)

名称	所在地
アトム共同保育園	熊取町長池2-1
つばさ共同保育園	熊取町つばさが丘西2-3-1
すみれ保育園	熊取町大久保北3-372-1
西保育園	熊取町大久保南1丁目1573
さくらこども園	熊取町七山1丁目1403-1
フレンド幼稚園	熊取町大久保東2丁目1-13

様式第1号（第4条関係）

熊取町保育士就労支援金交付申請書

年 月 日

申請先
熊取町長

交付申請者（住所）
（氏名）

熊取町保育士就労支援金の交付を受けたいので、熊取町保育士就労支援金交付要綱第4条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

申請する支援金 (申請する支援金に○をつけてください)	3か月勤務支援金・1年間勤務支援金・2年間勤務支援金・3年間勤務支援金		
交付申請額	¥		
勤務先の名称			
勤務開始年月日	年 月 日	勤務内容	保育業務
勤務期間（申請日時点）	年 月 日 から 年 月 日 まで		
添付書類	<input type="checkbox"/> 保育士登録証（写） <input type="checkbox"/> 在職証明書（1日当たりの勤務時間及び1か月当たりの勤務日数を記載したもの） <input type="checkbox"/> その他		

様式第2号（第5条関係）

熊取町保育士就労支援金交付決定通知書

年 月 日

様

熊取町長

年 月 日付けで交付申請のあった熊取町保育士就労支援金については、次のとおり決定しましたので、熊取町保育士就労支援金交付要綱第5条第1項の規定により通知します。

支 援 金 の 額	¥
-----------	---

様式第3号（第5条関係）

熊取町保育士就労支援金不交付決定通知書

年 月 日

様

熊取町長

年 月 日付けで交付申請のあった熊取町保育士就労支援金については、下記理由により交付しないことと決定しましたので、熊取町保育士就労支援金交付要綱第5条第2項の規定により通知します。

不交付の理由	
--------	--

（教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊取町長に対して審査請求をすることができます。
- 2 処分の取り消しの訴えについては、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取り消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、熊取町を被告として（訴訟において熊取町を代表する者は町長となります。）、提起することができます。
なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。
①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取り消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取り消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第4号（第6条関係）

熊取町保育士就労支援金交付請求書

年 月 日

請求先
熊取町長

請求者（住所）
（氏名）

年 月 日付け 熊 指令第 号で交付決定を受けた熊取町保育士就労支援金について、熊取町保育士就労支援金交付要綱第6条の規定により、次のとおり請求します。

請求金額	¥
------	---

下記口座へ振り込んでください。

金融機関名			支店
預金種別	普通・当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義			

様式第5号（第7条関係）

熊取町保育士就労支援金交付決定取消通知書

年 月 日

様

熊取町長

年 月 日付け 熊 指令第 号で交付決定をした熊取町保育士就労支援金については、下記理由により決定を取り消すことと決定しましたので、熊取町保育士就労支援金交付要綱第7条の規定により通知します。

交 付 決 定 額	¥
交 付 決 定 取 消 額	¥
交付決定取消後の交付決定額	¥
交付を取り消した理由	

（教示）

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊取町長に対して審査請求をすることができます。
- 処分の取り消しの訴えについては、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取り消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、熊取町を被告として（訴訟において熊取町を代表する者は町長となります。）、提起することができます。
なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。
①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取り消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取り消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第6号（第8条関係）

年 月 日

様

熊取町長

熊取町保育士就労支援金返還通知書

年 月 日付けで交付決定を取り消した熊取町保育士就労支援金について、熊取町保育士就労支援金交付要綱第8条の規定により返還を求めますので、下記返還期日までに納付してください。

返 還 額	¥
返 還 期 日	
返 還 方 法	